

被扶養者申告に係る留意事項

福井県市町村職員共済組合 健康管理課

* 「被扶養者申告書」を提出される際には、この「被扶養者申告に係る留意事項」をお読みください。

1. 記入要領

(1) 組合員に関する事項

「配偶者の有無」及び「直近の源泉徴収票に記載された支払金額」は必ず記入してください。

(2) 認定、取消又は更新の手続きを受けようとする者に関する事項

「①被扶養者氏名」、「②性別」、「③生年月日」

手続きを受けようとする者の氏名、フリガナ、性別、生年月日を記入してください。

「④続柄」

手続きを受けようとする者の続柄を記入してください。子については、「長男」「長女」などと記入してください。

「⑤住所」

手続きを受けようとする者の住所(居住地)について、組合員と同居・別居のいずれかに○をつけてください。

「⑥職業及び年間収入推計」、「⑧卒業予定」

手続きを受けようとする者の職業、年間収入推計額(申告書提出時より後1年間の総収入の推計額)をご記入ください。
また、手続きを受けようとする者が18歳以上の学生の場合は、「⑧卒業予定」欄に卒業予定年月日を記入してください。

「⑦年金受給の有無」

手続きを受けようとする者の年金(下記参照)受給について、有・無どちらかに○をつけてください。
なお、年金受給有の場合、年金額を確認する書類(最新の年金額が確認できるもの)の写を添付してください。
また、年金生活者支援給付金や福祉手当を受給している場合も受給額が確認できる書類の写しを添付してください。

年金制度	種類
国民年金法	老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金
厚生年金保険法	老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金
国家公務員共済組合法 地方公務員等共済組合法 私立学校教職員共済組合法	退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金
農業者年金法	農業者老齢年金、特例付加年金
その他(定期的に支給される年金)	個人年金保険、企業年金、確定拠出型年金等

「⑨医療費助成受給の有無」

手続きを受けようとする者の市町村条例等による医療費助成受給の状況について、有・無どちらかに○をつけてください。
なお、「有」の場合には、1～3のあてはまるものに○をつけ、「市町村条例等による医療費助成受給報告書」を併せて提出してください。
1～3以外の場合は4に○をつけ、助成内容を()内に記入し、受給者証の写しを添付してください。

「⑩申告事由」、「⑪申告事由発生日」、「⑫申告事由発生理由」

申告事由の該当するものに○を付け、発生した日付及びその理由を記入してください。

「⑭個人番号」

被扶養者の方の個人番号カード等を確認し、記入間違いがないよう記入してください。

「⑮生計維持に関する申立事項」

組合員と認定・更新を受けようとする者との間の生計関係を必ず詳細に記入してください。

「⑯家族の状況」

組合員、手続きを受けようとする者以外の家族を必ず全員記入してください。

2. 添付書類

(1) 被扶養者認定・更新申請の場合

「被扶養者申告書」にて被扶養者の認定・更新の申告を行う場合、被扶養者としての要件を確認するため、下記の添付書類が必要です。

ただし、個々の事例によっては、別途書類を依頼する場合がありますのでご了承ください。

<被扶養者認定・更新を行う場合の添付書類>

添付書類	添付する理由
①「所得証明書(原本)」または「同意書」	収入の額、収入の種類を確認するため。
②「雇用保険受給資格者証の両面(写)」	雇用保険の受給開始日、給付日額を確認するため。
③「雇用保険被保険者離職票1.2(原本)」	雇用保険の受給を行わないようにするため。
④「退職証明書」、「健康保険資格喪失連絡票」	退職日、健康保険の資格喪失日を確認するため。
⑤「雇用証明書」(共済組合指定様式)	パート・アルバイト等での収入額を確認するため。
⑥「年金額裁定(改定)通知書・年金振込通知書」「年金証書」など年金額や年金生活者支援給付金額を確認する書類の写	最新の年金額・年金生活者支援給付金額を確認するため。受給している年金すべてについて提出が必要です。
⑦「確定申告書(写)」及び「経費内訳書(写)」	事業(営業、農業など)による収入の把握をするため。
⑧「在学証明書(原本)」	学生であることを確認するため。
⑨「送金確認書類」【例:送金依頼書、現金書留封筒(あて先、封緘印、金額が確認できること)の写】	組合員と別居している被扶養者との間の生計関係を確認するため。「組合員」から「被扶養者」へ「いつ」「いくら」送金しているか、客観的に確認できる書類が必要です。(手渡しでは認定できません。)
⑩「戸籍謄本(原本)」	婚姻日・離婚日を確認するため。
⑪「稼働能力者に係る生計状況確認書」	18歳以上の子で学生でない者を認定又は更新する際に、生計状況や組合員との生計維持関係を確認するため。
⑫「国民年金第3号被保険者関係届」「配偶者の年金番号通知書又は年金手帳の写」	国民年金第3号被保険者の資格取得手続きを行うため。(配偶者のみ)なお、この届書は、共済組合を経由し、日本年金機構へ提出します。
⑬「配偶者との年収比較に係る申立書兼誓約書」	組合員が主たる生計維持者であるかを確認するため。

<被扶養者認定・更新の事例>

事例	添付書類	留意事項		
配偶者の退職に伴い認定	雇用保険を受給しない	① ③ ⑫	・パート等による収入や年金収入、事業収入がある場合 ⑤⑥⑦が必要	
	雇用保険を受給する			① ② ⑫
	雇用保険の適用が無い			① ④ ⑫
婚姻により配偶者を認定 (現在収入が無い)		① ⑩ ⑫	・過去に収入があったが、現在は退職している場合 ②③④⑤いずれかが必要	
雇用保険の受給が終了したことにより認定		① ②	・②は「支給終了」の記載があるものに限る。 ・配偶者・父母以外の場合には ⑩が必要 ・配偶者の場合には⑫が必要 ・パート等による収入や年金収入、事業収入がある場合 ⑤⑥⑦が必要	
60歳以上の同居の父母の認定	父の退職による父母の認定	父: ① ④ ⑥	・パート等による収入や事業収入がある場合 ⑤又は⑦が必要	
		母: ① ⑥		
60歳以上の別居の父母の認定	父の退職による父母の認定	父母両方: ① ④ ⑥ ⑨	・父の④が必要 ・パート等による収入や事業収入がある場合 ⑤又は⑦が必要	
認定されている子が大学等に進学するため更新		⑧		
県外にて求職活動中である子の認定		① ⑨ ⑩	・パート等による収入がある場合 ⑤が必要 ・前年の末日が、学生であった場合 ①は不要	
扶養手当の支給がない子・父母等の認定		⑬	・ひとり親家庭又は配偶者が被扶養者となっている場合は不要 ・現職の組合員で離婚等の事由による認定の場合は、⑩が必要	

(2) 被扶養者認定取消申請の場合

「被扶養者申告書」にて被扶養者の取消の申告を行う場合、「要件を欠くに至った日」を特定するため、下記の添付書類が必要です。

ただし、個々の事例によっては、別途書類を依頼する場合がありますのでご了承ください。

＜被扶養者認定取消を行う場合の添付書類＞

添付書類	添付する理由
⑫ 「雇用証明書」(共済組合指定様式)	勤務形態・勤務開始日を確認するため。
⑬ 「健康保険証等の写」	健康保険等の加入日を確認するため。
⑭ 「雇用保険受給資格者証の両面(写)」	雇用保険の受給開始日の確認のため。
⑮ 「年金額改定(裁定)通知書」、「年金証書」など年金額を確認できる書類の写	年金額の確認のため。
⑯ 「確定申告書(写)」及び「経費内訳書(写)」	事業収入(営業・農業)の額、確定申告を行った日の確認のため。
⑰ 「戸籍謄本」、「除籍謄本」、「住民票」など	離婚等による生計維持関係がなくなった日を確認するため。

＜被扶養者認定取消の事例＞

事例	添付書類	留意事項
パート等の雇用契約の変更で、収入が基準額を超えることになった。	⑫	
パート等による収入が、3月連続で108,334円を超えた。		
就職した。(政府管掌健康保険等に加入)	⑬	
就職した。(政府管掌健康保険等に未加入で給料月額が108,334円以上)	⑫	
雇用保険の受給(月額3,612円以上)が始まった。	⑭	
年金が受給開始になり、基準額を超えることになった。	⑮	・他の収入と合算で超える場合には、その収入に係る書類も必要
年金額の改定等により基準額を超えることになった。	⑮	・他の収入と合算で超える場合には、その収入に係る書類も必要
事業収入(営業・農業)が増加した。	⑯	・他の収入と合算で超える場合には、その収入に係る書類も必要
離婚した。別居することにより生計維持関係が無くなった。	⑰	

～被扶養者認定取消についての留意事項～

被扶養者認定の取消については、「被扶養者としての要件を欠くに至った日」より取消となります。つまり、「被扶養者としての要件を欠くに至った日」以後は、当組合の「組合員被扶養者証」を使用し、医療機関等で診療等を受けることができません。

例えば、「被扶養者としての要件を欠くに至った日」から被扶養者認定の取消申請を行うまでの間に「組合員被扶養者証」を使用し、医療機関等で診療等を受けた場合、本来「組合員被扶養者証」は使用できませんので、その診療等に係る保険診療費は、組合員より共済組合へ返還していただくことになります。このような医療費のトラブルにならないよう、被扶養者の就職・収入の増加などが生じたときには、速やかに取消申請を行なってください。